

Vamos 福島ホワイトリバーフットボールクラブ規約

第 1 章 名称及び事務局

(名称)
第 1 条

この会は、Vamos 福島ホワイトリバーフットボールクラブと称する。
〈以下ホワイトリバーFCと略す〉

(事務局)
第 2 条

ホワイトリバーFCの事務局は、VAMOS 福島スポーツクラブ事務所所在地〈福島県白河市五番町川原95-1 酒巻コーポ内C-5号〉におく。

(母団体)
第 3 条

ホワイトリバーFCは、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブ（総合型スポーツクラブ）が管理統括する。所在地は同じ。

第 2 章 組 織

(組織)
第 4 条

ホワイトリバーFCは、代表者・指導者・各クラス選手・全保護者が一体となって組織を運営していく地域に根ざした少年・少女サッカークラブである。

第 3 章 目的及び活動内容

(目的)
第 5 条

ホワイトリバーFCは、サッカーというスポーツを通して、地域の少年・少女の健全育成を主たる目的として活動する。と同時に、地域住民の生涯スポーツの一翼を担う。サッカーの技術の向上とクラブ員相互（選手・保護者）の親睦を図ることを目的とする。

第 6 条

- ホワイトリバーFCは、第5条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 数多くのクラブ主催大会の開催並びに他団体主催の各種大会への積極的な参加。
 - (2) 地域の自治体及び各種団体と協力して、少年・少女の健全育成に有効な活動を積極的に行う。
 - (3) サッカーを媒体にして、広範囲にわたっての交流を行う。
 - (4) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第 4 章 会 計

(資産)
第 7 条

- ホワイトリバーFCの資産は、次の通りとする。
- (1) クラブの入会金及び継続費
 - (2) 月会費
 - (3) 資産調達活動利益費（企業寄付など）
 - (4) VAMOS 福島スポーツクラブ運営資金
 - (5) その他

(収支決算)
第 8 条

ホワイトリバーFCの収支決算は、毎月会計担当者が決算し代表の監査を受ける。会員各位に収支決算を提示することはない。（平成31年度は代表がこの作業を行うためこの項目は適用しない）

第 5 章 運 営

(運 営)
第 9 条

このクラブの運営は、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブの会長（クラブ代表）並びに会長（クラブ代表）が任命したスクール部の指導者他が運営する。尚、上記の会長（クラブ代表）及び指導者他を併せて当クラブのスタッフと呼ぶ。

〈スタッフ役職並びに氏名〉

【クラブ代表者】 遠藤 淳
【指導者】 遠藤 淳・本間清己・津川健太郎・遠藤 優・遠藤 走・遠藤 海
【アドバイザー】 遠藤 純
【平日送迎担当】 遠藤 淳 【大会時他送迎担当】 遠藤 淳・本間清己

（上記スタッフは、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブの会長〈遠藤淳〉スクール部理事〈本間清己・津川健太郎・遠藤 優・遠藤 走・遠藤 海・遠藤純〉監査〈遠藤陽子〉を兼務する。）

第 6 章 会 議

(会議の種類)

第 10 条 ホワイトリバーFCの会議は、定例のスタッフ会を以て会議とする。

(臨時保護者会)

第 11 条 クラブのイベント（大会主催他）などに際し、代表から保護者に対して協力要請があった場合、文書又はメール又はクラブホームページにより指定された日時で会を行う。

第 7 章 入会資格

(入会資格) 第 12 条

- (1) サッカーが大好きな少年少女(年中・年長児～小学6年生まで)なら誰でも入会できる。国籍及び性別は問わない。
- (2) 第12条(1)の条件を満たし、更に、保護者の方が我がクラブの活動方針に賛同し、クラブの活動に積極的に参加出来るご子息で(1)の条件に適している者なら誰でも入会できる。

(入会手続き) 第 13 条

- (1) 入会申込書に必要事項を記入し提出する。その際、保護者の捺印がない場合には、受理されない。
 - (2) 入会金・登録費を納入する。
- 以上の2点が完了した段階で、ホワイトリバーFCの一員となる。

(退会手続き) 第 14 条

ホワイトリバーFCを退会する場合には、口頭で直接代表に申し出て、その旨を受理された段階で、退団とする。その際、以下のものは、如何なる理由があろうとも、返却しない。

- (1) 入会金(継続費)
- (2) 月会費<当月に納めたもの>
- (3) ホワイトリバーFC所有のユニフォーム
- (4) クラブの練習用具他

(強制退会) 第 15 条

ホワイトリバーFCの名誉を傷つける言動や行動があった場合、並びにクラブ内の風紀を乱すような言動や行動があった場合、クラブ代表の権限で強制的にクラブを退会させる処置を講じる。尚、その際、第14条の(1)～(4)は返却しない。

第 8 章 継続手続き

(継続手続き) 第 16 条

我がクラブの主旨に賛同し、次年度も継続してご子息をクラブに所属し活動させたい場合には、以下の手続きを踏むこと。

- (1) 継続申込書の作成・提出
- (2) 継続費・登録費の納入

第 17 条

何らかの理由で途中退会し、再び入会する場合には、継続者扱いはされず、新規入会者と同じ扱いを受ける。

第 9 章 本規約の変更

第 18 条

この規約は、スタッフの決議で変更される。

第 10 章 その他

(小学生のみの平日のトレーニング送迎) 第 19 条

平日のトレーニング時の送迎は、原則として各家庭で責任を持って行うが、申し出があればクラブ車での送迎も行う。ただし、その際は申し込む段階で「送迎利用承諾書」に署名捺印し、提出した方のみ利用することができる。
☆「送迎利用承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(試合送迎) 第 20 条

試合(遠征・大会参加)などの送迎は原則としてクラブバス又はクラブ車を使用する。ただし、集合・解散場所までの送迎は、各家庭で責任を持って行う。(大会が重複し、クラブバスもクラブ車も使用できない場合等各家庭に送迎を依頼することもある。)
☆クラブバス及びクラブ車を利用する際には、事前に「試合(大会他)参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印をして頂く。
☆「試合(大会他)参加承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(大会参加及び遠征試合) 第 21 条

大会及び遠征試合などに参加する場合には、事前に「試合(大会他)参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印をして頂く。
☆クラブバス及びクラブ車を利用する際には、第20条に記載済み。
☆「試合(大会他)参加承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際並びに宿泊期間中他にに不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(入会の際の購入物) 第 22 条

入会の際に、購入する物は以下の通りである。

- ① トレーニング着 青・白色各1式
- ② トレーニングウェア3点セット
- <以下トップクラスのみ>
- ③ ピステ上下
- ④ ウィンドブレーカー上下

第 11 章 補 助

第 23 条

本規約は、2008年4月1日から実施される。
2019年3月4日一部改定。